

○ヤマザキ動物看護大学動物実験委員会規程

平成30年4月1日

制定

(設置)

第1条 ヤマザキ動物看護大学動物実験倫理指針第4条の規定に基づき、動物実験委員会
(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 動物実験等の指針に関する事項
- (2) 動物実験計画の審査に関する事項
- (3) 動物実験計画の実施状況に関する事項
- (4) 教育訓練計画の策定に関する事項
- (5) 施設等及び実験動物の飼養管理状況に関する事項
- (6) 動物実験等に関わる自己点検・評価に関する事項
- (7) その他の関連事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者のうちから学部長が指名する教授 若干名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する専任教員・助手のうちから学長が指名する者 若干名
- (3) その他学識経験を有する者のうちから、学長が指名する者 若干名

2 委員長は、必要に応じ委員以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に、委員長の指名による副委員長を置くことができる。
- 4 委員会が必要と認めた場合、教職員ほかを随時出席させることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会の開催は、過半数の委員の出席を必要とする。

(事務)

第7条 委員会の事務は、事務局学務部学務課において行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改正及び廃止は、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から制定施行する。

附 則 (令和2年6月8日教授会承認)

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則 (令和3年3月22日教授会承認)

この規程は、令和3年4月1日から改正施行する。